

# 心と心が響き合う 学校を目指して

## いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
【いじめ防止対策推進法より】

## こんないじめがあります (学校が認知している例)

- ◆ 冷やかしかからかい、悪口や文句
- ◆ 仲間はずれや集団による無視
- ◆ ぶつかる、たたく
- ◆ 金品を隠す、壊す
- ◆ 嫌なことをする、させる
- ◆ インターネットを通じて行われるネットいじめ

例えば・・・

SNS、オンラインゲーム、コミュニケーションアプリなどで、個人情報やさらしたり、悪口や誹謗中傷を載せたり、からかう言葉をかける、仲間外れにするなど

## いじめに対する認識として

- ◆ どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。
- ◆ 人権侵害であり、人として絶対に許されない行為です。
- ◆ 刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為です。
- ◆ 被害も加害も経験する場合があります。
- ◆ 見ようとしなければ見えないものです。
- ◆ いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できません。
- ◆ 加害、被害という二者関係だけでなく、「観衆」「傍観者」の存在など、集団全体に関わる問題です。
- ◆ 学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題です。



## 保護者・地域のみなさまへ

子どもは、一人ひとりが、かけがえのない存在として大切にされる中で、希望を胸に学校生活を送り、心の通い合う豊かな人間関係をつくりながら、健やかに成長していきます。

そのためには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、互いに緊密な連携を図ることが大切であると考えます。どうぞ、本リーフレットをお手に取り、本市の取組をご理解いただき、力を合わせて子どもたちの健やかな未来を築いていきましょう。

# 学校では、このように取り組みます

## 未然防止に向けて

- ◆子どもや保護者の言葉に耳を傾け、日常的な関わりを通した児童生徒理解に努めます。
- ◆「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係を築く力を養います。
- ◆子どもの特性や心情に配慮し、安心して活動できる授業づくり、集団づくりを推進します。
- ◆道徳科や学級活動、児童会・生徒会活動などを通して、子どもたちが、いじめ問題について考え、議論する学校づくりを目指します。

## 早期発見のために

- ◆子どもや保護者が、安心して相談できるように信頼関係づくりに努めます。
- ◆ささいな兆候であっても、「いじめではないか」ととらえ、迅速で正確な事実関係の把握に努めます。
- ◆定期的なアンケートを実施するほか、担任と子どもとの「ふれあいノート※」や、個別面談をとおして、いじめの早期発見に努めます。

※ふれあいノート

子どもの気持ちや考え、人間関係の状況などを多面的に理解することを目的とした、教員と生徒間で日常的に交わされているノート

## 対応にあたって

- ◆いじめの情報が寄せられた時は、管理職を含めた複数の教職員で情報を共有した上で、最優先に取り組みます。
- ◆いじめを受けた子どもやいじめを知らせた子ども、およびその保護者に、「絶対に守る」ことを約束し、安全の確保に努めます。
- ◆保護者に対して、対応方針を説明し、指導の経過や結果を随時報告するなど、継続的に連携を図ります。
- ◆いじめた子どもとその保護者ととともに、原因や背景を踏まえ、再発防止の取組について話し合います。
- ◆いじめが解消しても、再発する可能性があることを踏まえ、注意深く見守ります。

## 家庭や地域との連携を密に

- ◆「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載するなど、保護者や地域の方々に情報提供します。
- ◆学校のいじめ対策委員会の取組や役割について、保護者や地域の方々に情報提供します。
- ◆保護者や子どもに対してアンケートを定期的実施し、学校のいじめ防止等の取組に生かします。
- ◆PTAや学校運営協議会等の機会をとらえ、いじめ防止の取組と、いじめ問題への対応について説明・協議し、連携を図ります。

### ✧学校にご相談ください✧

各学校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて「学校いじめ防止基本方針」のもと、子どもたちが安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、解決に向けて最優先に取り組みます。気になることがあれば、いつでもご相談ください。

# あなたからの相談を待っています

いじめや不登校、学校生活に関する相談は…

## ● 相談電話（秋田市教育研究所）

相談員が、じっくりお話を聞きます。

【受付時間】月～金 9:00～16:30

【相談電話窓口】018-866-2255

いじめによる犯罪被害をなくすために…

## ● 警察

警察では、お子さんのことで悩みを抱えているご家族や、いじめ、犯罪等の被害に遭い、悩んでいる子ども自身のために、少年相談窓口を開設しています。遠慮なく相談してください。

【秋田臨港警察署】018-845-0141

【秋田中央警察署】018-835-1111

【秋田東警察署】018-825-5110

子どもと家庭に関する相談は…

## ● 秋田市子ども家庭センター

いじめを受けることは、とてもつらいこと。見守る保護者も同じようにつらいことです。当センターでは、相談者の意思を尊重しながら一緒に考え、サポートします。ぜひ、ご相談を。

【子ども家庭相談】018-827-6017

【ぐりーん・えこー（家庭教育相談）】  
018-827-6413

【わかくさ相談電話】018-884-3868

いじめによる心と体の問題の相談は…

## ● 秋田市医師会

お子様のいじめに関する問題、それに伴う体や心の問題がある場合は、各学校医やかかりつけ医師にご相談ください。

いじめを受けた場合、いじめをしている場合、お子様の言葉や行動に変化が起こることがあります。何か気になることがある際は医療機関にご相談ください。

民生委員・児童委員・主任児童委員は子育て・福祉に関する相談相手です。

## ● 秋田市民生児童委員協議会

秋田市には、717人の児童委員が活動しています。地域住民としてあなたのそばにいます。地域の子どもたちを温かく見守ります。身近な相談相手として気軽にお声がけしてください。民生委員・児童委員・主任児童委員には守秘義務があり、秘密が他にもれることはありません。

いじめなど、こどもの人権問題に関する相談は…

## ● 秋田地方法務局

法務局では、基本的人権の擁護を図ることを目的として相談を受けています。法務局の職員または人権擁護委員が皆さんのお話を聞いて、どうしたらよいかを一緒に考えます。

一人で悩まずにお電話ください。

【こどもの人権110番】0120-007-110

いじめ問題の解決が困難なときは…

## ● 秋田弁護士会

秋田弁護士会は、いじめの問題が深刻化しないよう、相談に応じるなどして早期かつ適切な解決を図っています。いじめ等の相談（面談による無料相談）は、次の番号で受け付けています。

【子どもの人権無料法律相談】018-896-5599

養育や家庭環境、心身の育ちの専門相談は…

## ● 秋田県子ども・女性・障害者 相談センター

いじめの背景に家庭環境の課題や、心身の発達への不安等がある場合はご相談ください。

【秋田県子ども・家庭相談電話】

0120-42-4152（無料通話24時間対応）

学校でいじめに悩んだら…

## ● 秋田県公認心理師・ 臨床心理士協会

各学校でカウンセラーに相談することができます。いじめの問題は、子どもたちが安心安全な学校生活を送れるように、大人の介入が必要です。我が子がいじめられている場合だけでなく、周囲に気になることがあったり、いじめかどうか分からない場合でも、気軽にご相談ください。

いつでもそばにいます…

## ● 秋田市PTA連合会

秋田市PTA連合会は、教育委員会や学校、地域と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいます。

子どもたちのいちばん身近な存在として、どう対応したらいいかを一緒に考えていきましょう。

# 秋田市のいじめ防止に係る主な組織

## 秋田市いじめ対策委員会

本市におけるいじめ防止の取組および、いじめ問題への対応に関し助言を行うとともに、必要に応じて、第三者機関として、独自の調査等を行います。

## 秋田市いじめ問題対策連絡協議会

本市におけるいじめの状況等について、13の関係機関の代表者が情報交換を行い、対策を協議するとともに、連携体制の強化を図ります。

## ネットリテラシーの育成に向けた協議会

ネットリテラシーの育成に向け、学校と家庭、教育委員会が連携して取り組む内容を検討し、実践することを目指します。

## ●秋田市のいじめの状況 【令和7年度いじめ状況報告（市調査）より】

- ・令和7年度にいじめを認知した学校は、小学校39校のうち29校、中学校20校のうち15校、高等学校等3校のうち3校でした。
- ・いじめの認知件数は、小学校99件、中学校58件、高等学校等16件でした。
- ・いじめの認知件数がゼロの学校は、その旨を保護者や地域の方々へ公表しています。
- ・年度内に解決に至らなかった事案については、現在も解消に向けた取組や見守りを継続しています。
- ・いじめの内容は、冷やかしかからかい、悪口が多く、SNS上やオンラインゲーム内のいじめも確認されています。

### 子どもたちがSOSを出しやすい環境を作っていくことが大切です。

秋田市では、多くのいじめが保護者からの訴えにより発見され、対応や解消に結びついています。

令和7年度においては、小・中学校で、いじめ発見のきっかけは、全体の52%が保護者の訴えによるものでした。（※高等学校は0件）

周りの大人は、子どもがいつでもSOSを出せる環境を整えるとともに、子どもの変化に気付くことが大切です。

保護者からの訴えによるいじめの発見件数

|       | 小学校 | 中学校 |
|-------|-----|-----|
| 令和7年度 | 63件 | 18件 |
| 令和6年度 | 57件 | 34件 |
| 令和5年度 | 39件 | 33件 |

【令和7年度いじめ状況報告（市調査）より】

## ～みんなで手を携えて対応するために～

### ○家庭と学校の信頼関係が大切です。

いじめの深刻化、重大化を防ぐには、日頃から家庭と学校がコミュニケーションを取り合い、いつでも、小さなことでも相談できる関係を構築しておくことが大切です。

### ○対応には、家庭と学校の情報共有と連携が必要です。

いじめの解消に向けては、子どもの意思を尊重しながら、家庭と学校が情報共有することが大切です。連携の第一歩は、「子どもを守り抜く」という共通の願いを持つ保護者と教職員との対話から始まります。

### ○子どもが、いじめの被害者や加害者になったときは・・・

まずは子どもの声に耳を傾けてあげてください。家庭と学校が「一緒に解決しよう」という姿勢で接し、子どもが自分の気持ちを正直に伝えられる関係が重要です。